高知農業高等学校教育改革促進事業施設整備基本・実施設計委託業務
公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1　企画提案書について

本企画提案書は、高知農業高等学校教育改革促進事業施設整備基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル参加申込書を提出した事業者が提案を行うためのものです。

2　企画提案書の内容

（1）企画提案書は別添様式により作成してください。

（2）作成にあたって、文字の大きさは、10 ポイント以上としてください。
※写真、イラスト、イメージ図に添えるキャプションは 10 ポイント未満でも可とするが、読みやすい大きさであること。

（3）様式企２－１（設計工程計画）に記載する内容は、以下のとおりです。
ア　設計工程表は、令和９年２月から令和９年 12 月を目安に作成すること。
イ　業務区分の区分方法は指定しないが、なるべく詳細に区分すること。
ウ　業務区分ごとに線表で表示し、１日当たりの調査・計画・設計などの作業要員数を換算人員数で当線上に記入し、延べ作業要員数、積算金額も記入すること。

（4）様式企２－２（本業務の実施体制）に記載する内容は、次のとおりです。
ア　本業務に従事する設計担当チームについて、担当分野別に記載すること。
イ　氏名、年齢、実務経験年数、資格及び日本国内で 2006 年以降に竣工した施設等の設計実績を記入すること。
ウ　構成員及び協力事務所に該当するものは、氏名の下の（ ）内に「協力事務所名」を記入すること。

（5）様式企２－３（本業務の実施方針）に記載する内容は、本業務の取組体制、組織図（指揮命令系統が分かるもの）、設計チームの特徴、特に重視する設計上（意匠・構造・設備の各分野）の配慮事項、その他本業務実施に際してのポイントを簡潔に記載してください。

（6）様式企３－１から様式企３―６に記載する内容は、次のとおりです。
提案は、高知農業高等学校教育改革促進事業施設整備基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル説明書等を踏まえ、以下の内容に言及して文章で具体的かつ簡潔に記述してください。なお、文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用できますが、具体的な設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等は提出しないこととします。

ア　様式企３－１高知農業高等学校教育改革促進事業施設整備に求められている機能を十分に果たすための現実的な対策と設計上の留意点
なお、木造以外の構造を採用する場合は建設地の地域特性、建設コスト及び県産木材の活用を考慮したうえで比較検討を行うこと（IoP ハウス、仮設畜舎を除く）

イ　様式企３－２
工事工程案について、工事が令和 11 年３月 15 日までに完了するための現実的な対策と設計上の留意点

ウ　様式企３－３
フードテックラボ増築における建物の配置計画、動線計画、施設の各機能とその

連携について、現実的な対策と設計上の留意点

フードテックラボはHACCPに基づく衛生管理を行いやすい施設（区域分け、一方向の動線、温度記録が可能な設備の設置スペース）とすること

エ　様式企３－４

ドミトリー新築における建物の配置計画、動線計画、施設の各機能とその連携について、現実的な対策と設計上の留意点

ドミトリーは学校の顔となるように、西側から食堂・コミュニティエリア及び加工室の様子を見えるようにレイアウトを工夫し、屋外イベントを行う際にドミトリーの食堂・コミュニティエリアが一体的に利用できる仕様とすること

オ　様式企３－５

周辺の既存施設等への配慮及び景観を保持する景観形成について、現実的な対策と設計上の留意点

カ　様式企３－６

建設コストの縮減及び維持管理・保全コストの縮減について、現実的な対策と設計上の留意点

（７）　様式企４に「高知農業高等学校教育改革促進事業施設整備基本・実施設計委託業務公募型プロポーザル説明書」に示した業務内容に基づき本業務の見積書（内税）を作成してください。

３　企画提案書の提出

企画提案書の提出は、以下によることとします。

（１）提出様式：本要領に定められた様式とし、片面印刷とする。

（２）提出部数：６部

原本１部、副本５部（画像使用の場合はカラーコピーとする）

・原本はファイル綴じせずにクリップ等で綴じること。

・副本は1 部ごとに２ 穴Ａ４判タテ型ファイルに綴じること。

（３）提出場所：〒780-0850　高知県高知市丸ノ内１丁目７番52号

高知県教育委員会事務局高等学校振興課（担当　北川、仙頭、池上）

電話　088（821）4542　FAX　088（821）4720

（４）提出期限：　令和９年１月14日（木）午後５時必着

（５）提出方法：　持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る）

４　その他

（１）　企画提案書は１者１提案までとします。

（２）　要求された内容以外の書類、図面等については受理しません。

（３）　提出された企画提案書及び添付書類は返却しません。

（４）　提出書類について、本要領及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする場合があります。

（５）参加者が６者以上となった場合は、参加申込書で示された業務実績等の書面審査で上位５者を選定し、企画提案書を提出していただくこととします。